

平成 29 年 9 月

受益者の皆様へ

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

**「新興国好配当株式ファンド（毎月分配型）」
信託終了（繰上償還） 予定に関するお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

ご投資いただいております弊社の投資信託「新興国好配当株式ファンド（毎月分配型）」について、下記の通り繰上償還を予定しておりますのでお知らせいたします。

この信託終了（繰上償還）につきましては、投資信託及び投資法人に関する法律および信託約款の規定に従い、書面による決議を実施致します。

つきましては、本書面および添付「書面決議参考書類」をご覧のうえ、議決権を行使いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、信託終了（繰上償還）に賛成いただける場合、特に必要なお手続きはございません。

何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 書面決議に関する議案

追加型証券投資信託「新興国好配当株式ファンド（毎月分配型）」について、平成 30 年 2 月 20 日をもって信託終了（繰上償還）する件（議決権行使書面において「本議案」といいます。）

信託終了（繰上償還）する理由

「新興国好配当株式ファンド（毎月分配型）」におきましては、ケイマン籍外国投資信託である「ニッポン・オフショア・ファンズー J M・エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド」が主要投資対象ファンドの一つとなっておりますが、当該ファンドにつきましては、平成 29 年 8 月 31 日現在、純資産総額が 341 百万円と少額にとどまっているため、管理会社であります BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドにおいて、平成 30 年 2 月 8 日をもって繰上償還することが決議されました。管理会社によりますと、平成 29 年 12 月より保有有価証券の順次現金化が開始される予定です。

つきましては、主要投資対象ファンドの一つが存続しなくなってしまうことから、「新興国好配当株式ファンド（毎月分配型）」は、今後、運用の基本方針に則った運用の継続が困難となるため、信託契約を解約し、繰上償還することが受益者の皆様にとって有利であると判断致しました。

2. 書面決議の手續および日程

- | | |
|---------------------------------------|---------------|
| ① 受益権数の確定 | 平成29年 9月28日 |
| ② 書面による議決権の行使期限 | 平成29年11月 2日まで |
| ③ 書面による決議の日
(信託終了(繰上償還)の可否が決定される日) | 平成29年11月 6日 |
| ④ 信託終了(繰上償還)予定日 | 平成30年 2月20日 |

書面による議決権の行使は、平成29年9月28日時点の受益者(平成29年9月26日までに取得の申し込みをされた方を含みます。)を対象としております。

本書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。この場合、予定通り平成30年2月20日をもって信託終了(繰上償還)いたします。

また、上記の議決権口数による賛成を得られず本書面決議が否決された場合は、信託終了(繰上償還)の手續は行いません。この場合、信託終了(繰上償還)を行わない旨を本書面決議の日以降、速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。

3. 書面決議の方法について

「議決権行使書面」に、信託終了(繰上償還)について賛成または反対される旨等をご記入のうえ、下記宛にご送付ください。「議決権行使書面」は平成29年11月2日弊社到着分までを有効とさせていただきます。

なお、本書面決議におきまして議決権を行使されない場合(議決権行使書面を返送いただかない場合)は、信託約款の規定に基づき、賛成するものとさせていただきますので、繰上償還に賛成いただける場合は、何のお手続きも必要ございません。

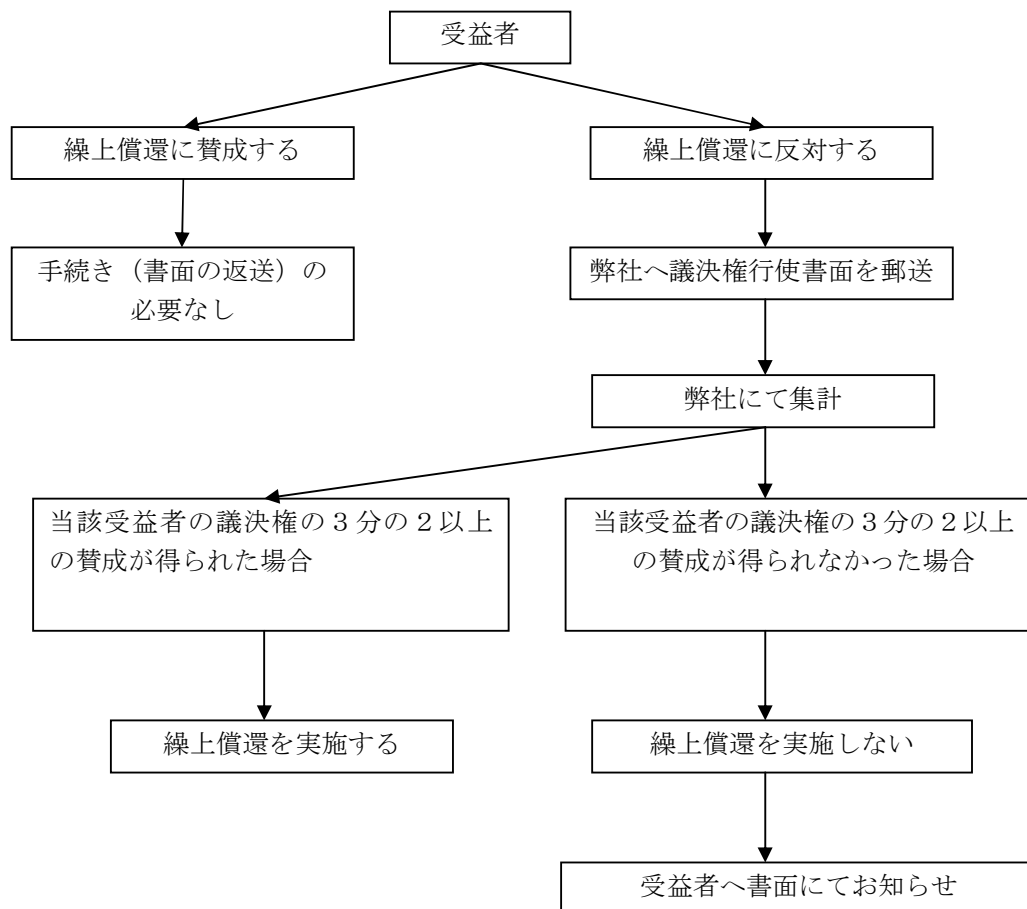
【送付先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー本館
BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
議決権行使書面受付窓口 宛

【議決権行使書面についての注意事項】

- ・「議決権行使書面」に賛否の記載がない場合は、賛成するものとさせていただきます。
- ・同一の受益者の方がこの信託終了(繰上償還)について、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、すべての議決権に関して無効とさせていただきますのでご了承ください。
- ・議決権の行使に伴い、弊社が取得する受益者の方に関する個人情報(議決権行使書面等に記載された一切の個人情報を含みます。)は、書面決議に関する事務のために必要な範囲でのみ利用し、他の目的には使用いたしません。弊社はその個人情報を必要な範囲で販売会社と共有いたしますので、ご了承ください。

4. 書面決議手続きの流れ



5. 反対者の受益権買取請求の不適用について

法令諸規則の改正により平成26年12月1日付で約款変更を行い、解約請求による換金が可能である当ファンドは、繰上償還や信託約款の重大な変更等に際し、反対受益者の受益権買取請求が適用されないこととなりました。

信託終了（繰上償還）に反対された受益者の方で、信託終了（繰上償還）前に換金を希望される方は、平成30年2月15日までに通常の換金手続による換金をご利用下さい。

6. 繰上償還が決定した場合における償還までの運用について

繰上償還が決定した場合、償還まで基準価額は変動致しますが、投資対象ファンドにおいて、償還準備のため組み入れ有価証券等を売却すること等により、償還までの期間においては運用の基本方針に則った運用ができなくなることがある点にご留意ください。

ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

お問合せ窓口 ドキュメンテーション部 電話番号（代表）03-6756-4600

（平日の午前9時～午後5時）

以上

書面決議参考書類

1. 投資信託契約の解約の理由および相当性に関する事項

「新興国好配当株式ファンド（毎月分配型）」におきましては、ケイマン籍外国投資信託である「ニッポン・オフショア・ファンズーJM・エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド」が主要投資対象ファンドの一つとなっておりますが、当該ファンドにつきましては、平成29年8月31日現在、純資産総額が341百万円と少額にとどまっているため、管理会社でありますBNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドにおいて、平成30年2月8日をもって繰上償還することが決議されました。管理会社によりますと、平成29年12月より保有有価証券の順次現金化が開始される予定です。

つきましては、主要投資対象ファンドの一つが存続しなくなってしまうことから、「新興国好配当株式ファンド（毎月分配型）」は、今後、運用の基本方針に則った運用の継続が困難となるため、信託契約を解約し、繰上償還することが受益者の皆様にとって有利であると判断致しました。

2. 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日

平成30年2月20日

3. 投資信託契約の解約の中止に関する条件を定めるときは、その条件

当該書面決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる賛成を得られない場合には、信託契約の解約（繰上償還）は中止されます。

4. 投資信託契約の解約に関する事項について受益者の不利益となる事実

該当事項はありません。

5. 直前に作成された財産状況開示資料等

次頁をご覧ください。

6. 財産状況開示資料等を作成した後に、重要な投資信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の投資信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

5. 直前に作成された財産状況開示資料等
新興国好配当株式ファンド（毎月分配型）

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第11特定期間末 (第65期計算期間末) (平成28年8月25日現在)	第12特定期間末 (第71期計算期間末) (平成29年2月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	4,982,399	2,205,454
投資信託受益証券	156,788,005	173,099,353
流動資産合計	161,770,404	175,304,807
資産合計	161,770,404	175,304,807
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,123,503	574,438
未払解約金	-	17,910
未払受託者報酬	4,553	5,124
未払委託者報酬	121,347	136,574
その他未払費用	70,652	71,613
流動負債合計	3,320,055	805,659
負債合計	3,320,055	805,659
純資産の部		
元本等		
元本	260,291,925	287,219,136
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△101,841,576	△112,719,988
（分配準備積立金）	113	341
元本等合計	158,450,349	174,499,148
純資産合計	158,450,349	174,499,148
負債純資産合計	161,770,404	175,304,807

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第11特定期間 (第60期から第65期) (自 平成28年2月26日 至 平成28年8月25日)	第12特定期間 (第66期から第71期) (自 平成28年8月26日 至 平成29年2月27日)
営業収益		
受取配当金	16,701,272	13,138,987
受取利息	55	24
有価証券売買等損益	△16,705,834	3,021,348
営業収益合計	△4,507	16,160,359
営業費用		
受託者報酬	27,739	27,888
委託者報酬	739,644	743,507
その他費用	424,575	425,026
営業費用合計	1,191,958	1,196,421
営業利益又は営業損失(△)	△1,196,465	14,963,938
経常利益又は経常損失(△)	△1,196,465	14,963,938
当期純利益又は当期純損失(△)	△1,196,465	14,963,938
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	325	267,656
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△78,021,865	△101,841,576
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,342,102	12,265,889
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,342,102	12,265,889
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,505,617	23,036,680
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,505,617	23,036,680
分配金	18,459,406	14,803,903
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△101,841,576	△112,719,988